

✔ **免税事業者は登録するか判断必須！**
課税事業者は登録必須！

消費税新制度対応 まだ間に合う！！
制度対応の請求書・経理処理とは？

資格請求書等
保存方式

インボイス制度 実務対応セミナー

自社が登録しない場合
→取引先への影響は？

仕入や購入等の取引先が登録業者でない場合
→自社の仕入税額控除は？ 納税額への影響は？

令和5年度税制改正に伴う
インボイス制度の変更点

令和5年10月1日からインボイス（資格請求書等保存方式）制度が導入されます。インボイス制度は消費税の仕入税額控除の方式のことで、従来の税率を区分して記載した請求書等に代えて、インボイス（税額票）である「資格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。本制度により、**資格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書や領収書への必要事項を記載するなどの対応**が必要となります。インボイス方式の概要や実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説します。**請求書作成に不安のある方はぜひご参加ください。**

◎資格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

インボイス制度とは・施行スケジュールは・手続きは・登録しないとどうなるのか

資格請求書の記載事項～【**制度対応の請求書の作成 留意点**】・売り手の留意点、買い手の留意点

- ◎免税事業者の判断～登録する・しない・・・取引先は一般消費者？簡易課税・本則課税事業者？
- ◎課税事業者の留意点～取引先は？免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置は？・簡易課税制度適用業者は？
- ◎令和5年度税制改正に伴うインボイス制度の変更点
- ◎登録申請について ◎インボイス制度対応の経理処理

普段使用の請求書や領収証を持参すれば、
セミナー時に講師に確認できます

《日時》 5年 8月 23日（水）14：00～15：45 終了後に個別相談にも応じます
《場所》 水沢地区センター（奥州市水沢聖天 85-2） 《定員》 58名
《受講料》 無料 《お申し込み》 下記申込書にて FAX でお願いたします。

講師

小野寺税理士社会保険労務士事務所
（株）小野寺会計事務所 代表取締役
個人情報保護コンサルタント
NPO法人コーディネーター

小野寺 剛

1959年生、青森市出身。青森高校・法政大学卒。地域中小企業の要望を一ヶ所ではかなえるためのワンストップオフィスサービスを展開している会計事務所（従業員20名）の代表。税務会計や社会保険のサービスにとどまらず、顧客に助成金の利用やリスク対策、個人情報保護コンサルなどの提案型サービスを実施。また、起業や創業を目指す人を公的相談窓口や提携する司法書士や行政書士などともに支援している。かたわら、NPO法人ジュニアグローバルトレーニングスクール副理事長、青森県金融広報アドバイザー、（社）青森法人会理事、JCI公認トレーナー、と活動範囲は多岐にわたる。



【主催】（公社）胆江法人会 TEL 24-3141 / FAX 24-3148

《8月23日 インボイス制度 実務対応セミナー受講申込書》

事業所名			
TEL		種別：どちらかに○	課税事業者 ・ 免税事業者
受講者名			
インボイス制度について お聞きしたいことがあれば ご記入をお願いします			

本申込書で得た個人情報は、セミナー以外で使用いたしません。